

大阪市告示第1089号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年7月31日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 城東屋内プール 水泳場 トレーニング場	令和7年8月4日（月）	午前9時から 午後9時30分まで
	令和7年8月12日（火）	
	令和7年8月25日（月）	

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 城東屋内プール 水泳場 トレーニング場	令和7年8月1日（金）	午前9時から 午後9時30分まで
	令和7年8月2日（土）	午前9時から 午後8時30分まで
	令和7年8月3日（日）	午前9時から 午後7時30分まで
	令和7年8月5日（火）から 同月8日（金）まで	午前9時から 午後9時30分まで
	令和7年8月9日（土）	午前9時から 午後8時30分まで
	令和7年8月10日（日）	午前9時から 午後7時30分まで

令和 7 年 8 月 11 日（月）	午前 9 時から 午後 9 時 30 分まで
令和 7 年 8 月 13 日（水）から 同月 15 日（金）まで	
令和 7 年 8 月 16 日（土）	午前 9 時から 午後 8 時 30 分まで
令和 7 年 8 月 17 日（日）	午前 9 時から 午後 7 時 30 分まで
令和 7 年 8 月 19 日（火）から 同月 22 日（金）まで	午前 9 時から 午後 9 時 30 分まで
令和 7 年 8 月 23 日（土）	午前 9 時から 午後 8 時 30 分まで
令和 7 年 8 月 24 日（日）	午前 9 時から 午後 7 時 30 分まで
令和 7 年 8 月 26 日（火）から 同月 29 日（金）まで	午前 9 時から 午後 9 時 30 分まで
令和 7 年 8 月 30 日（土）	午前 9 時から 午後 8 時 30 分まで
令和 7 年 8 月 31 日（日）	午前 9 時から 午後 7 時 30 分まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）